

便利な口座振替をご利用ください!

サラリーマンの確定申告

サラリーマンでも確定申告をしなければならぬ方は次のとおりです。

- ①給与の年収が、一千五百万円を超える方
- ②給与以外の所得が二十万円を超える方
- ③給与を二カ所以上からもらっている方
- ④同族会社の役員などで、その会社から給与のほかにも利息、貸借料、使用料などの支払を受けている方
- ⑤災害を受け、昭和六十二年の給与について、災害減免法によって源泉徴収の猶予や源泉徴収税額の還付を受けた方

- ① 宅や家財に損害を受け、その損害額が、その年の所得金額の十割を超えた場合
 - ② 病気やケガなどで、多額の医療費を支払い、その額が五万円、またはその年の所得の五割のいずれか少ないほうの額を超えた場合
 - ③ 住宅を新築したり、購入する際民間金融機関及び公的機関等から住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまる時
 - ④ 給与所得者で、年中途中で退職しその後、所得のない方が給与所得者で、その給与があまり多くなく、配当、利息、原稿料の収入がある方
- 問合せ先 大月税務署
☎(22)3151

確定申告を

しなければならない人

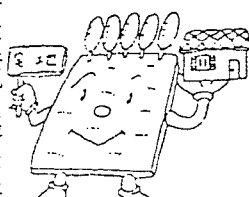
事業所得・不動産所得のある方は、昭和六十二年中の所得金額が、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・基礎控除などの、所得控除の合計額を超える人。

なお、所得税の確定申告義務があるにもかかわらず、住民税の申告のみで所得税の確定申告書を税務署に提出していない方が見受けられますのでご注意ください。

申告

市役所	市役所西別館	市役所西別館	市役所西別館	市役所西別館	市役所西別館
三月八日(火)	三月九日(水)	三月十日(木)	三月十一日(金)	三月十二日(土)	三月十四日(月)
田原一丁目～四丁目・上谷一丁目～三丁目	開地地区全域	上谷四丁目～六丁目・川棚・上谷	中央一丁目～四丁目・つる一丁目～二丁目	つる三丁目～五丁目・下谷一丁目～四丁目・羽根子・下谷	地区の指定日に相談を受けなかった方

三分の資産を推認しましよ



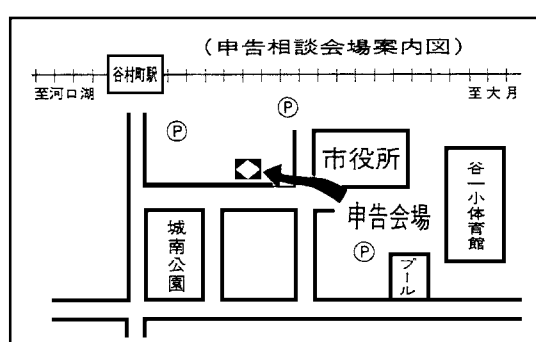
固定資産課税台帳は固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和六十三年度の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有している方は、その資産や課税価格などを確認して下さい。

- (1) 縦覧期間
三月一日～三月二十日
時間は午前八時三十分～午後五時、土曜日は正午まで(日曜・祭日を除く)
 - (2) 縦覧場所
市税務課
- ※今年には評価替えの年に当るため、地方税法改正の関係で前期の縦覧期間が(四月一日～四月二十日)変更になることが予想されます。変更になった場合は、改めてお知らせいたします。

贈与を受けた方は、贈与税の申告と納税をする必要があります。財産の評価なども正しい点もありますので、ご相談は、大月税務署

贈与税 2月1日～3月5日

☎(22)3151



住民税申告相談 会場が変わります

三月三日から三月十五日までの申告相談は市役所西別館(旧都留市農協谷村事業所)で行いますのでご協力をお願いします。